

兵庫県における有識者との懇談会及び講演会並びに一日公正取引委員会の開催について

平成28年9月20日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、競争政策について理解を深めていただくとともに、各地域の実情や幅広い意見、要望等を把握し、今後の競争政策にいかしていくため、兵庫県神戸市において、経済界等から有識者をお招きし、公正取引委員会委員との懇談会を開催します。また、これに引き続き公正取引委員会委員による講演会を実施します。

これに併せて、独占禁止法等の普及啓発を図るため、神戸市において、「一日公正取引委員会」を開催します。

開催日時等については、下記のとおりです。

記

1 有識者との懇談会（別紙1参照）

- (1) 日 時 平成28年11月17日（木）10:00～12:00
- (2) 場 所 兵庫県民会館 7階「鶴」
- (3) 出席者 有識者10名程度
公正取引委員会 委員 山本 和史 ほか

2 公正取引委員会委員による講演会（別紙2参照）

- (1) 日 時 平成28年11月17日（木）13:30～15:00
- (2) 場 所 兵庫県民会館 11階「パルテホール」
- (3) 講 師 公正取引委員会 委員 山本 和史
- (4) テーマ 「市場環境の変化を捉えた競争政策と公正取引委員会の役割」

※ 講演会はどなたでも参加できます（参加費無料、定員144名（先着申込み順））。参加御希望の方は、申込書（別紙2参照）又は電話（下記参照）により事前にお申し込みください。

3 一日公正取引委員会（別紙3参照）

- (1) 日 時 平成28年11月17日（木）10:00～17:00
- (2) 場 所 兵庫県民会館 11階「1102会議室」ほか
- (3) 内 容 ・ 下請法及び消費税転嫁対策特別措置法に関する説明会（参加無料）
・ 消費者セミナー（参加無料）
・ 地方自治体等向け入札談合等関与行為防止法研修会（参加無料）
・ 独占禁止法、下請法、景品表示法及び消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談コーナー（無料）

懇談会、講演会、一日公正取引委員会（「相談コーナー」を除く。）は、報道関係者の皆様のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には事前に下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務課

電話 06-6941-2173（直通）

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

有識者との懇談会

公正取引委員会は、競争政策について理解を深めていただくとともに、各地域の実情や幅広い意見、要望等を把握し、今後の競争政策にいかしていくために、兵庫県神戸市において、経済界、マスコミ等の有識者と公正取引委員会委員との懇談会を下記のとおり開催します。

記

1 日 時 平成28年11月17日（木）10：00～12：00

2 場 所 兵庫県民会館 7階「鶴」
（神戸市中央区下山手通4－16－3）

3 出席者

（1）有識者（予定）（敬称略・五十音順）

石 原 敬 子	兵庫大学 現代ビジネス学部 教授
井 波 禮 子	神戸市消費者協会 消費生活専門相談員
高 畑 俊 一	兵庫県中小企業団体中央会 常任理事
竹 森 莞 爾	石原ケミカル株式会社 代表取締役会長
塚 本 晃 彦	神戸経済同友会 代表幹事
沼 田 伸 彦	株式会社サンテレビジョン 代表取締役社長
藤 井 洋 一	株式会社神戸新聞社 地域総研企画調査部長
三 原 修 二	兵庫県経営者協会 会長
村 元 四 郎	株式会社村元工作所 特別顧問
（ 未 定 ）	兵庫県商工会議所連合会（神戸商工会議所）

（2）公正取引委員会

山 本 和 史	公正取引委員会 委員
原 敏 弘	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所長
齋 藤 隆 明	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 総務管理官



「市場環境の変化を捉えた競争政策と公正取引委員会の役割」

企業が、消費者のニーズに応じてより安価で良質な商品・サービスを提供することを通じて競争することによって、消費者の利益が増大します。また、企業は、消費者ニーズに対応する中で競争力が高まり、ひいては日本経済全体の活性化につながります。このように、公正かつ自由な競争の促進は、経済社会の基本となっております。

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法、景品表示法等を運用する国の行政機関であり、これらの執行等を通じて、公正で活力ある経済社会の実現に貢献しています。

平成27年度においては、価格カルテル、入札談合、優越的地位の濫用といった行為に積極的に対処し、延べ31名の事業者に対して総額約85億円の課徴金納付命令を行いました。

また、近年、取引上の強い立場を利用して、不当な協賛金を要求したり、正当な理由なく下請代金を減額するといった、中小事業者に不当な不利益を与える行為が跡を絶ちません。公正取引委員会は、こうした行為を取り締まり、中小事業者が受けた不利益を回復させるなど、公正な取引慣行を推進しています。平成27年度には、下請法違反行為に対して、4件の勧告・公表を行うとともに、過去最多の5,980件（平成26年度は5,461件）の指導を行いました。

さらに、平成26年4月から消費税率が引上げられましたが、大規模小売業者などによる取引先に対する消費税の転嫁拒否行為（買ったとき等）について、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、平成27年度には、13件の勧告・公表を行いました。

このような公正取引委員会の活動内容を広く知っていただくとともに、公正取引委員会に対するご意見・ご要望等をお伺いするため、神戸市において、「市場環境の変化を捉えた競争政策と公正取引委員会の役割」と題して、公正取引委員会の山本委員による講演会を下記のとおり開催いたします。是非とも、この講演会にご出席くださいますようお願いいたします。

なお、当日は、皆様からの独占禁止法、下請法、景品表示法、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談・質問を無料でお受けするコーナーを設けますので、どうぞご利用ください。

記

1 **日時**：平成28年11月17日（木）13：30～15：00

2 **場所**：兵庫県民会館 11階 パルテホール

神戸市中央区下山手通4-16-3（会館駐車場：30分200円）

3 **テーマ**：「市場環境の変化を捉えた競争政策と公正取引委員会の役割」

4 **講師**：公正取引委員会 委員 山本 和史

（経歴）平成21年6月 公正取引委員会事務総局 経済取引局長

平成23年1月 公正取引委員会 事務総長

平成26年4月 公正取引委員会 委員

5 **定員**：144名（参加料無料、先着申込み順）



講演会参加申込書（FAX 06-6943-7214）

会社名等			
連絡先	部課名・氏名	電話番号	
出席者名	①	②	③

* 必要事項をご記入いただき、本葉のみをそのままFAXしてください。

* ご記入いただいた個人情報は、本目的以外に使用することはありません。

* ご不明な点などございましたら、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所（電話 06-6941-2173）中谷・赤土までお問い合わせください。

神戸市における「一日公正取引委員会」の開催について

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等（別添 1 参照）を置き、独占禁止法、下請法、景品表示法及び消費税転嫁対策特別措置法の適切な運用や相談対応に努めておりますが、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、「一日公正取引委員会」を開催しています。

近畿中国四国事務所（大阪市所在）では、今年度、神戸市において、「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催することとしました。

記

1 日 時 平成 28 年 11 月 17 日（木） 10：00～17：00

2 場 所 兵庫県民会館
（神戸市中央区下山手通 4－16－3）

3 内 容 （別添 2 参照）

（1）下請法及び消費税転嫁対策特別措置法に関する説明会（参加無料）

（15：15～17：00 12 階「1202 会議室」）

（2）消費者セミナー（参加無料）

（10：30～12：00 12 階「1202 会議室」）

※ 上記(1)～(2)の説明会・消費者セミナーはどなたでも参加できます。
別添 3「説明会・消費者セミナー参加申込書」に必要事項を御記入の上、
ファクシミリでお申し込みください。

（3）地方自治体等向け入札談合等関与行為防止法研修会（参加無料）

（15：15～16：30 7 階「鶴」）

（4）独占禁止法、下請法、景品表示法及び消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談コーナー（無料）

（10：00～16：30 11 階「1102 会議室」）

公正取引委員会事務総局の配置一覧

名 称	所在地	管轄（都道府県）
本局	東京都	茨城県， 栃木県， 群馬県， 埼玉県， 千葉県， 東京都， 神奈川県， 新潟県， 山梨県， 長野県
北海道事務所	札幌市	北海道
東北事務所	仙台市	青森県， 岩手県， 宮城県， 秋田県， 山形県， 福島県
中部事務所	名古屋市	富山県， 石川県， 岐阜県， 静岡県， 愛知県， 三重県
近畿中国四国事務所	大阪市	福井県， 滋賀県， 京都府， 大阪府， 兵庫県， 奈良県， 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所	広島市	鳥取県， 島根県， 岡山県， 広島県， 山口県
近畿中国四国事務所四国支所	高松市	徳島県， 香川県， 愛媛県， 高知県
九州事務所	福岡市	福岡県， 佐賀県， 長崎県， 熊本県， 大分県， 宮崎県， 鹿児島県

名 称	所在地	管轄（都道府県）
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	那覇市	沖縄県



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

近畿中国四国事務所
一日公正取引委員会

In 神戸

【開催日】 平成28年11月17日（木）

【場 所】 兵庫県民会館（神戸市中央区下山手通4-16-3）

説明会・研修会



<報道機関の取材可>

- 『下請法及び消費税転嫁対策特別措置法に関する説明会』
15:15～17:00（12階：1202会議室）
- 『地方自治体等向け入札談合等関与行為防止法研修会』
15:15～16:30（7階：鶴）

消費者セミナー



<報道機関の取材可>

- 10:30～12:00（12階：1202会議室）
- ・ 私たちが安くて良い商品を買えるワケ
（競争の大切さを考えるグループワークを行いながら、独占禁止法違反事例を分かりやすく紹介します。）
- ・ かしこい商品選択ー景品表示法とはー
（景品表示法の概要と身近な不当表示事例を紹介します。）

相談コーナー&展示コーナー



- 10:00～16:30（11階：1102会議室）
- ・ 職員が、独占禁止法、下請法、景品表示法及び消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談に応じます。
（～相談無料～お気軽に御利用ください。）
- ・ パンフレット類の配布、広報パネル展示



みんな
来てね！

公正取引委員会キッズ向け
マスコットキャラクター
「どっきん」

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
総務課 中谷、赤土

TEL：06-6941-2173

FAX：06-6943-7214

ホームページアドレス：

http://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/

兵庫県民会館 所在図

住 所：神戸市中央区下山手通4-16-3

電 話：078-321-2131

交 通：地下鉄山手線「県庁前駅」から

・東出口1から右へ約50m

JR「元町駅」から

・北へ徒歩約7分

阪急神戸線「花隈駅」から

・北へ徒歩約15分

阪神本線「元町駅」から

・北へ徒歩約7分

会館有料駐車場（42台収容） 30分200円

・アクセスマップ



※送信表は必要ありません。

開催日：平成28年11月17日（木）

場 所：神戸市中央区下山手通4-16-3

兵庫県民会館

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所 総務課 宛て

（FAX 06-6943-7214）

説明会・消費者セミナー参加申込書

参加希望説明会・セミナー名 (□にチェックを付してください)	☐ ①下請法及び消費税転嫁 対策特別措置法に関する 説明会 (15:15~17:00 12階 1202 会議室)	☐ ②消費者セミナー (10:30~12:00 12階 1202 会議室)
会 社 名 (団 体 名) 等		
出 席 者 名		
電 話 番 号		

※ 同一社（団体）から複数御出席される場合には、2人目以降の方を下表に御記入ください。

また、2人目以降の方が参加希望される説明会・セミナー（①下請法及び消費税転嫁対策特別措置法に関する説明会、②消費者セミナー）にチェックを付してください。

出 席 者 名		① ☐ ② ☐
出 席 者 名		① ☐ ② ☐
出 席 者 名		① ☐ ② ☐
出 席 者 名		① ☐ ② ☐
出 席 者 名		① ☐ ② ☐

※ この申込書に御記入いただいた個人情報、説明会・消費者セミナー業務以外の目的には使用いたしません。

※ 定員に達したことにより御参加いただけない場合のみ御連絡いたします（当方からの連絡がない場合は、そのまま御来場ください。）。